

単体開示の簡素化について

1. 現行制度の概要

- 我が国では、上場会社が作成する財務計算に関する書類は、「金融商品取引法に基づいて作成する財務諸表」と、「会社法に基づいて作成する計算書類」の2種類がある。
- これらの書類には、当該作成会社たる個社の状況を表す(個別)財務諸表・計算書類と、当該作成会社とその子会社から成る企業集団の状況を表す連結財務諸表・連結計算書類の2種類がある。

【参考】金商法、会社法における位置づけ

	連 結	個 別
金商法	主たる財務諸表	従たる財務諸表
会社法	大会社かつ金商法対象会社のみ義務付け	全ての会社が対象

← 簡素化の要望

2. 制度趣旨

【金商法における財務諸表】

金商法では、投資者保護の観点から、投資者が投資判断を行うための情報を提供することを目的としている。

(参考)金融商品取引法第1条

「この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。」

【会社法における計算書類】

会社法では、株主及び債権者の保護の観点から、株主及び債権者に対して情報を提供することに加え、分配可能額を算定することを主な目的としている。

3. 単体開示情報(金商法と会社法の差異)

(1) 財務情報(財務諸表/計算書類)

①貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

【金商法】

- ・統一的な様式や項目の区分掲記が要求される。
- ・区分掲記に関する重要性基準(資産総額の100分の1超など)あり。

【会社法】

- ・統一的な様式に関する規定なし。ただし、経団連がひな型を作成している。

②注記

【金商法においてのみ開示が求められている事項】

- ・有価証券(関係会社株式の簿価・時価)
- ・資産除去債務
- ・たな卸資産及び工事損失引当金
- ・配当制限(会社法以外)
- ・研究開発費
- ・減損損失
- ・企業結合関係(一部)

【金商法の方が記載が多い事項】

- ・重要な会計方針
- ・会計方針の変更等の注記
- ・株主資本等変動計算書関係
- ・リース取引
- ・税効果会計
- ・一株当たり当期純利益

単体開示情報(金商法と会社法の差異)(続き)

③附属明細表・その他明細書類

【製造原価明細書、有価証券明細表】

- ・金商法では両者とも必要。また、有価証券については、非財務情報の中でも、純投資目的以外の株式の銘柄別開示が必要。
- ・会社法では両者とも明文では求められていない。

【有形固定資産明細表、引当金明細表】

- ・金商法では統一的な様式あり。
- ・会社法では附属明細書(様式の定めなし)として作成。

(注1) 連結で開示されていれば単体では開示を省略できる項目は除いている。

(注2) 注記、附属明細表・その他明細書類における記載事項に関しては、一般的に、IFRSの連結では日本基準の連結よりも開示量が多いと考えられる。

単体開示情報(金商法と会社法の差異)(続き)

(2) 非財務情報(財務諸表とは別の開示項目)

主な資産・負債の内容

【現預金】

・金商法では現金・預金を区分した上で、預金の主な内訳の開示が必要。

【売掛金】

・金商法では売掛金の発生・回収金額、回転期間の算定や相手先別上位5社程度の残高の記載が必要。

【買掛金】

・金商法では相手先別上位5社程度の残高の記載が必要。

【受取手形】

・金商法では受取手形の期日別内訳の開示や相手先別上位5社程度の残高の記載が必要。

【支払手形】

・金商法では相手先別上位5社程度の残高の記載が必要。

【棚卸資産】

・金商法では棚卸資産の区分ごとに主な内訳の記載が必要。

会社法では、上記項目についての開示は明文では求められていない。

(注)財務諸表とは別の開示項目であるため、財務諸表と計算書類との比較ではない。

4. 企業会計審議会における委員のご意見等

前回、前々回の当審議会において、委員から以下のようなご意見があった。

- ・ 開示負担に関しては、明らかに IFRS が過大な負荷となっている。
- ・ 日本基準を適用している企業であっても、開示負担が大きく、見直す時期に来ているのではないか。
- ・ 単体開示の廃止・抜本的簡素化が必要。
- ・ 今までの IFRS に対する影響力を日本が維持することに結びつくのであれば、単体開示の簡素化を是非お願いしたい。
- ・ 財務諸表ユーザーにとって連結開示のみならず単体開示も重要であると考えており、十分に慎重な検討をすることが妥当である。

5. 考え方

以下の考え方に基づいて、単体開示を簡素化してはどうか。

(1) 簡素化の具体的内容

- 本表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)に関しては、経団連モデルを使用している場合など、会社法の計算書類と金商法の財務諸表とで開示水準は大きく異ならないため、会社法の要求水準に統一することを基本としてはどうか。
- 注記事項、附属明細表、主な資産・負債の内容に関しては、
 - ・会社法の計算書類と金商法の財務諸表とで開示水準が大きく異なる項目については会社法の要求水準に統一することを基本としてはどうか。
 - ・会社法の計算書類で開示されなくても、金商法の連結財務諸表において連結ベースで情報が開示されている場合には、金商法の個別ベースの開示を免除することを基本としてはどうか。
 - ・上記以外の項目については、その有用性、財務諸表等利用者のニーズ、作成コスト、国際的整合性等を斟酌した上で、従来どおりの開示を要求するか否かについて検討することとしてはどうか。

考え方(続き)

(2) 単体開示のみの会社(連結財務諸表を作成していない会社)の取扱い

- 単体開示の簡素化の基本的な考え方としては、①金商法上の開示が連結中心となる中で、金商法上の単体財務諸表等の作成負担の軽減を図る、②連結財務諸表で入手可能な情報を単体でも要求する必要性は乏しい、ということである。
- 単体開示のみの会社については、連結財務諸表の作成負担がなく、単体の簡素化に伴い代替する連結財務諸表の情報もないため、仮にこういった会社に対してまで簡素化を行うとした場合には、連結財務諸表を作成している会社との間で情報量の格差が生じてしまうおそれがあることから、単体開示のみの会社については見直しを行わないこととしてはどうか。

(3) 規制業種に係る単体開示の取扱い

- 規制業種については、所管省庁が政策目的を達成する観点から、法令において必要な財務情報の作成及び報告を義務付けている。
- 他方、財務諸表等規則における規制業種への対応については、各業法に基づく開示が当該業種の実態を理解する上で有用との観点から、規制業種を別記事業と位置付け、各業法で求めている内容を優先して適用することを定めているところである。
- また、規制業種については、特に単体の有用性が高いとの意見もある。こういった点を踏まえ、所管官庁の意見を聴取することとしてはどうか。

6. 論点

以上を踏まえ、ご議論いただきたい論点は以下のとおり。

- 金商法開示と会社法開示との二重の負担を軽減するという趣旨から、金商法上要求されている貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を会社法の計算書類で代替することについてどのように考えるか。
- 注記、附属明細表、主な資産・負債の内容について、金商法開示固有の事情または利用者のニーズが大きい項目等については、引き続き開示を要求する必要があるか。また、具体的にどのような項目がこれに該当すると考えられるか。
その際、連結財務諸表で連結ベースの情報が開示されていれば(単体開示は)要求しないと考えることはできるか。
- 日本基準を適用して連結財務諸表を作成している会社と指定国際会計基準を適用して作成している会社とでは、連結ベースの開示内容に差異が見受けられることから、こうした差異の程度に応じ、単体開示において異なる取扱いを定めることについてどう考えるか。
- 単体開示のみの会社については、見直しを行わないことについてどう考えるか。
- 規制業種の取扱い等、その他に検討すべき事項はないか。